

各地域振興局長 様

総 務 部 長

秋田県財務規則第 7 条第 5 項の規定に基づく事務処理
の委任について（通知）

このことについて、秋田県財務規則第 7 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり事務処理
を委任することとしましたので、通知します。

委任する事務の内容及び委任する地方公所の長

委 任 す る 事 務 の 内 容	現行の地方公所の長
	委任する地方公所の長
鹿角地域振興局及び山本地域振興局が使用 する令和 8 年度の凍結抑制剤に係る売買単 価契約締結事務	鹿角地域振興局長、山本地域振興局長
	北秋田地域振興局長
由利地域振興局が使用する令和 8 年度の凍 結抑制剤に係る売買単価契約締結事務	由利地域振興局長
	秋田地域振興局長
平鹿地域振興局及び雄勝地域振興局が使用 する令和 8 年度の凍結抑制剤に係る売買単 価契約締結事務	平鹿地域振興局長、雄勝地域振興局長
	仙北地域振興局長

（ 担当：総務部財政課
小河原
TEL ：018-860-1104 ）

秋田県財務規則第7条第5項の規定に基づく事務処理
の委任について

1. 委任事項（地方公所の長等に対する委任）

秋田県財務規則第7条第5項の規定に基づき、次のとおり地方公所の長に対して他の地方公所に属する財務に関する事務の処理について委任する。

2. 委任する事務の内容及び委任する地方公所の長

委 任 す る 事 務 の 内 容	現行の地方公所の長
	委任する地方公所の長
鹿角地域振興局及び山本地域振興局が使用する令和8年度の凍結抑制剤に係る売買単価契約締結事務	鹿角地域振興局長、山本地域振興局長 北秋田地域振興局長
由利地域振興局が使用する令和8年度の凍結抑制剤に係る売買単価契約締結事務	由利地域振興局長 秋田地域振興局長
平鹿地域振興局及び雄勝地域振興局が使用する令和8年度の凍結抑制剤に係る売買単価契約締結事務	平鹿地域振興局長、雄勝地域振興局長 仙北地域振興局長

3. 委任する理由

近隣に所在する複数の地方公所で使用する凍結抑制剤について、一括して事務処理をすることにより、購入予定数量が増加するなどし経費節減が期待できるとともに、事務量が縮減され事務の効率化が図られることから、当該事務について委任するものである。

4. 委任する期間

令和8年9月1日から令和9年5月31日までとする。